

地球温暖化対策推進委員会における審議

1 地球温暖化対策推進委員会の目的

脱炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと,並びに京都市地球温暖化対策条例第71条の規定による施策の評価及び見直しを行うため設置している。

2 令和2年度の審議状況

(1) 開催日

第1回：令和2年 8月 5日（水）

第2回：令和2年 9月17日（木）

第3回：令和2年11月 2日（月）

(2) 報告・議題

第1回 京都市地球温暖化対策条例の見直しに関する答申（案）について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000273194.html>

第2回 次期京都市地球温暖化対策計画について
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000274925.html>

第3回 ①次期京都市地球温暖化対策計画の答申（案）について
②事業者排出量削減計画書制度の第3計画期間における表彰基準及び被表彰候補者について（非公開）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000277128.html>

(3) 京都市地球温暖化対策条例の見直し

令和元年7月30日に、環境審議会は京都市長から、京都市地球温暖化対策条例の見直しに関する諮問を受けた。上記のとおり、本推進委員会の審議を経て、答申（案）を環境審議会に報告し、環境審議会でも審議したうえで、令和2年9月2日に、環境審議会から京都市長に答申を提出した。
（京都市地球温暖化対策条例の概要は資料6－2を参照）

(4) 京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉の策定

令和元年7月30日に、環境審議会は京都市長から、次期京都市地球温暖化対策計画の策定に関する諮問を受け、上記のとおり、条例の見直しと同様な過程を経て、令和2年11月24日に、環境審議会から京都市長に答申を提出した。（京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉の概要は資料6－3，資料6－4を参照）

3 今後の審議予定

令和3年度は、主に以下の内容について審議を行う予定である。

- ・ 京都市地球温暖化対策計画の進捗評価（緩和策，適応策）について
- ・ 2050年CO₂排出量正味ゼロに向けた、対策を進化させるプラスアクションについて